

番号標（仮ナンバー）の使用について

許可を受けた方は、次の事項を遵守してください。

1. 番号標の使用は1回限りのもので、許可を受けた自動車、目的、経路及び期間以外には使用できません。
2. 『許可証』及び『番号標』は、期限までに必ず返納してください。
返納期限は、終了後5日以内であり、違反者に対しては道路運送車両法第108条第1号により6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。
3. 番号標は、許可を受けた自動車の前面及び後面の見やすい位置にボルト、ワイヤー等で脱落しないよう確実に取り付けて表示してください。
4. 許可証は、自動車の運行中、ダッシュボードなど前面の見やすい位置に表示してください。
5. 自賠責保険（共済）証明書を携行してください。
6. 許可証及び番号標を紛失及び盗難のないよう注意してください。
万一、許可証及び番号標を紛失した場合は、直ちに許可を受けた窓口に連絡して指示を受けるとともに、所轄の警察署へ届け出てください。
紛失又は損傷したときは、「自動車臨時運行許可証及び番号標亡失・損傷届」（様式第2号）を提出するとともに相当額を弁償していただくこととなります。
また、番号標の紛失の場合は、紛失した地域を管轄する警察署長に遺失届をした旨を記載した本人の顛末書を添え提出していただくこととなります。
8. 番号標（仮ナンバー）の使用は、臨時運行許可を受けた自動車、目的、経路及び使用期間以外に使用することはできません。これらに違反して使用した場合や虚偽の内容で仮ナンバーの交付を受けた場合にも罰則の対象となります。
9. 許可証と番号標（仮ナンバー）は交付された窓口に返却してください。